

平針北学区連絡協議会会則

[名称及び事務所]

第1条 この会は、平針北学区連絡協議会(以下、協議会とする)と称し、事務所を平針北コミュニティセンター内に置く。

[目的]

第2条 協議会は、会員相互の連携を保ち、平針北学区(以下、学区とする)の福祉の増進と住民自治の向上発展を図ることとともに、協力して明るく住みよい生活環境を作ることを目的とする。

2 協議会を組織する学区内の各種団体の連絡、調整を図る。

[構成員]

第3条 協議会は、学区内にある次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町内会連合会長
- (2) 12町内会長
- (3) 民生・児童委員会会長
- (4) 保健環境委員会会長
- (5) 消防団団長
- (6) 婦人会会長
- (7) シルバー親睦会連合会会長
- (8) 体育委員会会長
- (9) 平針北小学校PTA会長
- (10) 子ども会会長(令和3年度より当面の間休止とする。)
- (11) 平針北学童保育クラブ代表
- (12) 平針駅前商店街振興組合理事長
- (13) 原駅前商店街振興組合理事長
- (14) 学区事務局代表
- (15) 安心・安全で快適なまちづくり5部会長
交通部会、防犯部会、環境部会
青少年健全育成部会、防災安心まちづくり部会
- (16) その他 協議会が必要と認めた者

[事業]

第4条 協議会は、防犯・防災・環境整備・交通安全・福祉・青少年の健全育成・各種団体の育成・会員の親睦、その他会員より提起された諸事項につき協議の上、実施するものとする。

[役員]

第5条 協議会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名
4. 会計監査 2名

[役員を選出・任期]

第6条 前条の役員のうち、会長は、第3条に掲げる構成員の中から互選する。会計監査のうち1名は、構成員の中から互選し、他1名は、会長が推薦し、構成員の承認を得て決定する。

- 2 副会長および会計は、構成員の中から会長の指名により決定する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
役員が事故等により職務の遂行が不可能になったときは、後任者を前項の方法により選出し、その任期は、前任者の在任期間とする。

[役員職務]

第7条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を担当する。
- 4 会計監査は、会計事務を監査する。

[総会]

第8条 総会は、協議会の運営に関して審議決定する。

- 2 総会は、年1回開催するものとする。期日等は役員会において決定する。
- 3 総会は、前項のほか、構成員の半数以上の要求があった時開くものとする。
- 4 総会は、構成員の半数以上の者の出席を要し、議事は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数の時は、議長が決する。

[役員会]

第9条 役員会は、会長が必要に応じて召集するものとし、協議会の運営に関する重要事項を協議決定し、執行する。

[顧問・相談役]

- 第 10 条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

[専門委員会]

- 第 11 条 協議会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会については、別に定めるものとする。

[経 費]

- 第 12 条 協議会の経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

[会計年度]

- 第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

[その他]

- 第 14 条 協議会の運営については、必要な事項は役員会において決定する。

[附 則]

- 第 15 条 本会則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
本会則は、平成 4 年 5 月 16 日一部改定。
本会則は 平成 22 年 4 月 24 日一部改定。
本会則は 平成 26 年 4 月 1 日一部改定。
本会則は 平成 28 年 4 月 1 日一部改定。
本会則は 平成 30 年 4 月 1 日一部改定。
本会則は 令和 2 年 4 月 1 日一部改定。
本会則は 令和 3 年 4 月 1 日一部改定。
本会則は 令和 4 年 4 月 1 日一部改定。
本会則は 令和 5 年 4 月 1 日一部改定。